

## 臨時閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和4年7月29日（金） 17：35～17：46

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣  
金 子 恭 之 国務大臣（総務大臣）  
古 川 禎 久 国務大臣（法務大臣）  
鈴 木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
末 松 信 介 国務大臣（文部科学大臣）  
後 藤 茂 之 国務大臣（厚生労働大臣）  
金 子 原二郎 国務大臣（農林水産大臣）  
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）  
山 口 壯 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）  
牧 島 かれん 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
西 銘 恒三郎 国務大臣（復興大臣、内閣府特命担当大臣）  
二之湯 智 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
野 田 聖 子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
山 際 大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
小 林 鷹 之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
若 宮 健 嗣 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
欠席者：林 芳 正 国務大臣（外務大臣）  
萩生田 光 一 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
松 野 博 一 国務大臣（内閣官房長官）  
陪席者：木 原 誠 二 内閣官房副長官  
磯 崎 仁 彦 内閣官房副長官  
栗 生 俊 一 内閣官房副長官  
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 1件  
案件表のとおり、了解となった。

議事内容：

○岸田内閣総理大臣：ただ今から、臨時閣議を開催いたします。

まず、臨時閣議案件について、磯崎副長官から説明いたします。

○磯崎内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。「令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣総理大臣及び財務大臣から御発言があり、関連して、総務大臣、二之湯大臣及び牧島大臣から御発言があります。

○岸田内閣総理大臣：次に、大臣発言があります。まず、私から令和5年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について、申し上げます。令和5年度予算編成においては、先般閣議決定した「骨太方針2022」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」等を踏まえ、我が国が直面する内外の重要課題への取組を本格化してまいります。すなわち、「新しい資本主義」の実現に向けた施策を具体化していきます。人への投資、科学技術・イノベーション、スタートアップ、GX・DXへの重点投資を官民連携の下で推進するとともに、エネルギーや食料を含めた経済安全保障を徹底していきます。あわせて、こども政策の充実を図り、全世代型社会保障を構築していくことも重要です。これらを通じて、社会課題の解決を経済成長のエンジンに転換し、持続可能な経済・社会づくりを進めます。また、ロシアによるウクライナ侵略のほか、インド太平洋地域においても、安全保障環境は一層厳しさを増しています。そうした中で、日本の安全保障を確保し国民の生命と暮らしを守り抜くため、新たな国家安全保障戦略を策定し、防衛力を抜本的に強化していきます。今後年末にかけて編成する令和5年度予算については、これらの重要かつ困難な課題に応えつつ、これまでの歳出改革努力を継続し、経済再生と財政健全化をしっかりと進めるものとしていく必要があります。各大臣におかれては、既存の予算、制度をゼロベースで見直していただき、こうした方針に沿った概算要求となるようお願いいたします。

次に、財務大臣。

○鈴木国務大臣：令和5年度予算においては、「骨太方針2022」及び「骨太方針2021」に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進します。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはなりません。総理の御指示を踏まえ、歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化していく必要があります。閣僚各位におかれましては、既存の予算を抜本的に見直すなど、要求・要望の段階からその内容を十分に吟味するとともに、「重要政策推進枠」の仕組みを活用していただきたいと思います。新型コロナウイルス感染症対策、原油価格・物価高騰対策等を含めた重要政策については、必要に応じて、この仕組みや事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行っていただくよう、お願いいたします。また、予算編成過程を通じて、「新経済・財政再生計画」に盛り込まれた制度改革をしっかりと具体化していくよう、お願いいたします。概算要求提出期限は8月末日といたします。財政投融资につきましては、民業補完性、償還確実性等を確保しつつ、ポストコロナの持続的な成長につなげるため、新しい

資本主義の実現に資する投資など、真に必要な資金需要に的確に対応した要求をしていただくようお願いいたします。税制改正要望につきましても、8月末日までの御提出をお願いいたします。厳しい財政事情に鑑み、租税特別措置につきましても、適切な効果検証が求められていることを踏まえ、例年以上に必要性や有効性等を見極めた上でゼロベースで見直すとともに、減収を伴う要望の場合には、しっかりと財源を確保しつつ、政策の重点化を図ることが必要であり、要望段階から主体的に取り組んでいただくようお願いいたします。以上、よろしくようお願いいたします。

○岸田内閣総理大臣：次に、総務大臣から4件発言があります。

○金子（恭）国務大臣：まず、令和5年度の概算要求に当たり、独立行政法人制度を所管する立場から申し上げます。独立行政法人については、国の行政の実施機能を担う機関として、政策課題の解決に最大限資するものである必要があります。このため、法人の専門性やノウハウをいかすとともに、効率的な組織・業務運営によるリソースの有効活用や、地方公共団体・民間企業等の関係機関との連携などを図っていくことが重要です。各大臣におかれましては、独立行政法人の業務追加等の要求に当たっては、先ほど述べた観点に立って内容を御検討いただくよう、お願いいたします。

次に、政策評価制度を所管する立場から申し上げます。各大臣におかれましては、概算要求に当たり、政策評価の結果を適切に反映していただくよう、よろしくお願い申し上げます。変化の激しい時代に的確に対応していくためには、政策の実施段階でその効果を適時的確に把握し、柔軟な軌道修正が可能となるような政策立案時の取組が重要です。それに沿った形で政策評価制度を見直すとともに、EBPMの実践が進むよう各省の支援を充実してまいります。

次に、各大臣におかれましては、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等に則り、経済・財政一体改革を推進する際には、地方歳出の多くが法令により義務づけられている経費や国の補助事業であることから、制度の見直しなど、国の歳出改革を実行するとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえ、国から地方への負担転嫁を行わないよう御留意願います。また、私から関係の大臣に対し、概算要求に当たって取り組んでいただきたい事項について、文書により要請することとしております。具体的には、1点目は、新型コロナウイルス感染症への対応の推進に係る必要な措置、2点目は、原油価格・物価高騰等への対応の推進に係る必要な措置、3点目は、防災・減災対策、国土強靱化及び東日本大震災等からの復旧・復興に係る必要な措置などです。各大臣におかれましては、地方分権改革の推進や国と地方の間の適正な財政秩序の確立のため、格別の御協力をお願い申し上げます。

次に、地方税に関する令和5年度税制改正要望についても、令和4年8月末日までの提出をお願い申し上げます。各大臣におかれましては、地方税における税負担軽減措置等について、地方分権を推進する観点や極めて厳しい地方財政の状況、さらには整理合理化を求める地方団体の意見も十分に踏まえて対応していただくようお願い申し上げます。

○岸田内閣総理大臣：次に、二之湯大臣。

- 二之湯国務大臣：令和5年度概算要求に関連して申し上げます。機構、定員及び級別定数に関する要求については、本日内閣総理大臣決定された「人件費予算の配分の方針」に沿って、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。要求に当たり、各大臣におかれては、業務の見直しや行政需要の変化等を踏まえて組織の自己改革を進めるとともに、内閣の重要政策に係る取組を推進する体制の整備に重点化を図るようお願い申し上げます。
- 岸田内閣総理大臣：次に、牧島大臣。
- 牧島国務大臣：各府省庁におかれては、行政事業レビューの取組による事業の点検結果について、令和5年度概算要求に的確に反映していただくよう、お願いいたします。各府省庁が行った概算要求の内容については、行政改革推進会議において有効性などの観点から検証することとしております。閣僚各位の御協力をお願いいたします。また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、EBPMの手法の実践に向け、行政事業レビューシートを予算編成プロセスでのプラットフォームとしての活用等を進める旨記載されているとおり、各府省庁におかれましても、予算編成プロセスでの財政当局への説明などに際し、行政事業レビューシートを積極的に活用していただくよう、お願いいたします。
- 岸田内閣総理大臣：これをもちまして、臨時閣議を終了いたします。  
引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。  
発言はございますか。  
無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

